

名古屋議定書に基づく義務の履行、(EU) 規則 No. 511/2014 の実施及び特許法の改正、並びに環境監査法の改正に関する法律

2015年11月25日付

連邦議会は下記の法律を議決した：

第1条

名古屋議定書に基づく義務の履行及び (EU) 規則 No. 511/2014 の実施に関する法律

§ 1

任務及び権限

(1) § 6 (1) に基づく所轄当局は、本法、本法に基づいて公布される法規命令、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書に基づく利用者の遵守措置に関する 2014 年 4 月 16 日付の欧州議会及び理事会の規則 (EU) No. 511/2014 (2014 年 5 月 20 日付 EU 官報 L 150 号、59 頁)、並びに (EU) 規則 No. 511/2014 第 5 条 (5)、第 7 条 (6) 及び第 8 条 (7) に基づいて公布される実施法令を実施する義務を負う。

(2) (EU) 規則 No. 511/2014 第 3 条(4)に定める利用者は、(EU) 規則 No. 511/2014、及びそれに関して公布される実施法令、本法又は本法の実施のために公布される法規命令の実施のために必要な情報を、所轄当局に対し、その要求に応じて与えなければならない。

(3) 所轄当局からチェックを委任された者は、それが(2)の枠内で必要である限り、

1. 書類を閲覧し、そのコピーまたは写しを作成し、
2. サンプルの採取を含む審査を実施し、
3. 事業時間及び営業時間に敷地、営業空間及び事業空間に立ち入り、視察する

権限を有する。

情報提供義務のある利用者は、チェックの実施時に被委任者をその要求に応じて支援するとともに、遺伝資源の必要書類及びサンプルを提出しなければならない。

原文タイトル : Gesetz zur Umsetzung der Verpflichtungen nach dem Nagoya-Protokoll, zur Durchführung der Verordnung (EU) Nr. 511/2014 und zur Änderung des Patentgesetzes sowie zur Änderung des Umweltauditgesetzes

原文リンク :

http://www.bgbl.de/xaver/bgbl/start_xav?startbk=Bundesanzeiger_BGBL&jumpTo=bgbl115s2092.pdf

(最終アクセス日 : 平成 28 年 4 月 8 日)

(4) 情報提供義務者は、それに答えることが自身または民事訴訟法 § 383 (1) 1 から 3 に記述される自身の親族を、犯罪行為又は秩序違反 (Ordnungswidrigkeit) を理由に訴追される危険にさらすことになりうる場合、当該の質問への情報提供を拒否することができる。

(5) 営業秘密および事業秘密は秘密にされる。

§ 2

指示及び是正措置

(1) 所轄当局は § 1 (1) に記述された法令に対する違反を解決するために必要な指示を行う。

(2) 利用者が (1) に基づく指示に従わない場合、所轄当局は違法に利用された遺伝資源を押収し、又は特定の利用行為を禁ずることができる。これは、とりわけ利用者が (EU) 規則 No. 511/2014 第 4 条 (3) に基づいて必要とされる情報を提出できない場合に、考慮の対象となる。

(3) (2) に基づいて講じられる措置は、利用者が (1) に基づく指示に従う限り、解除するものとする。そうでない場合は、押収された遺伝資源を没収することができる。押収された遺伝資源の保管または収容によって生ずる費用は利用者が負担するものとする。

(4) 動物の押収に際しては、種及び動物の保護のための一般的規定を遵守するものとする。

§ 3

法規命令の公布権限

環境・自然保護・建設・原子炉安全省は、(EU) 規則 No. 511/2014 並びに同規則第 5 条 (5)、第 7 条 (6) 及び第 8 条 (7) に基づいて公布される実施法令の実施のために必要である限りにおいて、保健省、食料・農業省、教育・研究省及び経済・エネルギー省と協調し、連邦参議院の同意を必要としない法規命令によって、実行の細目を詳細に規定することができる。その場合、同省はとりわけ下記を規定することができる：

1. サンプル採取を含むチェック並びに容認義務、支援義務及び提出義務の細目の実施、
2. (EU) 規則 No. 511/2014 第 7 条 (1) に基づく説明義務の細目、及び
3. (EU) 規則 No. 511/2014 第 7 条 (2) に基づく説明義務の細目。

§ 4

過料規定

(1) 故意又は不注意により

1. § 1 (2) に反し、情報を与えない、正しく与えない、完全な状態で与えない又は適時に与えない、
2. § 1 (3) 第 2 文に反し、要求があっても被委任者を支援しない、又は書類若しくはサンプルを提出しない、正しく提出しない、完全な状態で提出しない、若しくは適時に提出しない、
3. § 2 (2) 第 1 文に基づく実行可能な指示に違反する、又は
4. § 3 第 1 文又は第 2 文 1 若しくは 2 に基づく法規命令、又はそれらを根拠とする実行可能な指示に違反する (ただし、当該法規命令が特定の構成要件について本過料規定に言及している場合に限る)

者は秩序に違反する。

(2) 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書に基づく利用者の遵守措置に関する 2014 年 4 月 16 日付の欧州議会及び理事会規則 (EU) No. 511/2014 (2014 年 5 月 20 日付 EU 官報 L 150、59 頁) について、故意又は不注意により

1. 第 4 条 (3) に反し、情報を取得しない若しくは利用開始までに取得しない、又は次の利用者に伝達しない若しくは利用者交替の時点までに伝達しない、
2. 第 4 条 (6) に反し、情報を少なくとも 20 年間保存しない、
3. 第 7 条 (2) 第 1 文に反し、本法 § 3 第 2 文 3 に基づく法規命令に関連して説明を提出しない、正しく提出しない、完全な状態で提出しない、又は遅くとも利用終了の 4 週間前までに提出しない、又は
4. 第 7 条 (2) 第 2 文に反し、証明を提示しない、正しく提示しない、完全な状態で提出しない、又は適時に提示しない

者は秩序に違反する。

(3) 秩序違反は 50,000 ユーロ以下の過料によって罰せられうる。

(4) 秩序違反に関する法律の § 36 (1) 1 に定める行政当局は自然保護庁である。

§5

没 収

§4に基づく秩序違反が行われた場合、当該秩序違反の関わる場所の対象物は没収される。秩序違反に関する法律の§23を適用するものとする。

§6

責 任

(1) 本法及び(EU)規則No. 511/2014第6条(1)に定める所轄当局は自然保護庁である。同庁はとりわけ、(EU)規則No. 511/2014第5条(2)及び(4)、第7条、第9条(1)、(3)、(4)及び(6)、第10条及び第12条の実行、並びに(EU)規則No. 511/2014に基づいて公布される実施法令の実行に対する責任を負う。同庁は同時に2010年10月29日付の名古屋議定書第13条(2)(連邦法令公報2015 II、1481頁、1483頁)に定める、国内の権限ある当局でもある。同庁はさらに、§2(3)に従って没収される遺伝資源の活用にも対しても責任を負う。

(2) 食料及び農業のための遺伝資源に関する実行形態の確定及びそれに付随する決定は、食料・農業庁と協調して所轄当局が行う。協調の実現のための手順の細目、及び必要な限りにおける当局間のその他の協力作業の手順の細目は、行政協定により規定するものとする。

(3) 遺伝資源としてのヒト病原体に関する実行形態の確定及びそれに付随する決定は、ロベルト・コッホ研究所と協調して所轄当局が行う。協調の実現のための手順の細目、及び必要な限りにおける当局間のその他の協力作業の手順の細目は、行政協定により規定するものとする。

(4) 名古屋議定書第13条(1)に定める国内の中央連絡先は、環境・自然保護・建設・原子炉安全省である。同省はとりわけ(EU)規則No. 511/2014第16条に基づく報告義務に対する責任を負う。

§7

費 用

チェックの枠組みにおける情報・協働義務、説明義務、及び(EU)規則No. 511/2014第5条に基づくコレクション登録簿への記載手続きを履行する際に生ずる自己費用は補償されないものとする。

第2条

特許法の改正

2015年8月31日付の法規命令第204条によって最終的に変更されている、1980年12月16日付の特許法（告示版）（連邦法令公報1981、1頁）§34aを下記の通り変更する：

1. 本文を（1）とする。
2. 下記の（2）を付け加える。

「（2） 申請が（1）第1文による地理上の原産地に関するデータを含んでいる場合、特許庁は、§32（5）に基づく指示の公開ののち、名古屋議定書に基づく義務の履行及び（EU）規則No. 511/2014の実施に関する2015年11月25日付の法律（連邦法令公報I、2092頁）の§6（1）に定める所轄当局としての自然保護庁に対し、当該の申請を伝える。」

第3条

環境監査法の改正

2013年8月7日付の法律第2条（43）（連邦法令公報I、3154頁）によって最終的に変更されている、2002年9月4日付の環境監査法（告示版）§9（4）（連邦法令公報I、3490頁）は下記のように記述される：

「（4） 認可は、（EC）規則No. 761/2001又は（EC）規則No. 1221/2009第4条（3）及び第45条に従って、欧州委員会が認定している認証手続きに基づく認証証書を交付する権限を含む。認可はさらに、DIN EN ISO 14001:2004+AC:2009（2009年11月版）、DIN EN ISO 14001:2015（2015年11月版）、DIN EN 16001:2009（2009年8月版）及びDIN EN ISO 50001:2011（2011年12月版）に基づく認証証書を交付する権限を含む。前記のDIN規格は、Beuth Verlag GmbH（ベルリン10772所在）において入手可能であり、ライプツィヒのドイツ国立図書館に資料として確保され、収蔵されている。」

第4条

発効

- (1) 第1条及び第2条は2016年7月1日に発効する。
- (2) 第3条は公布の翌日に発効する。

連邦参議院の憲法上の権利は保護されている。

上記の法律はこれを以て作成される。本法律は連邦法令公報において公布されるものとする。

ベルリン 2015年11月25日

大統領

ヨアヒム・ガウク

首相

ドクター・アンゲラ・メルケル

環境・自然保護・建設・原子炉安全相

バーバラ・ヘンドリクス